

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、姫川・落田経常建設共同企業体（代表者所在地 長野県北安曇郡白馬村）外 1 社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成 28 年 12 月 26 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町 1 丁目 1 番 1 号新潟美咲合同庁舎 1 号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 早矢仕 一成 Tel 025-370-6647（ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
姫川・落田経常建設共同企業体 姫川建設株式会社	長野県北安曇郡白馬村大字神城6848-5 同上

2. 指名停止措置期間：平成28年12月26日 ～ 平成29年2月5日（6週間）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

松本砂防事務所が発注した「湯ノ入沢砂防堰堤改築その3工事」の第1副堰堤左岸袖部のコンクリート打設において、コンクリートが約0.15m³不足したため、代わりに石を8個投入し、設計図書と相違する粗雑工事を行ったことが判明した。

5. 措置理由

上記4. について、姫川・落田経常建設共同企業体については「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第1第2号に、姫川建設(株)については「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第2号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第1）

措 置 要 領	期 間
1 略 （過失による粗雑工事） 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。） 3～8 略	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内